

三重県医師修学資金返還免除に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、県内の医師の不足する地域の医療機関等における医師の確保及び質の向上に資するため、県が貸与した修学資金の返還の免除について必要な事項を定めるものとする。

(返還の当然免除)

第二条 知事は、別に定める医師の修学資金の貸与に関する規則（以下「規則」という。）に基づき大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学をいう。）における修学のための資金の貸与を受けた者（以下「資金の貸与を受けた者」という。）が医師の免許取得後直ちに医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修（以下「臨床研修」という。）を県内の臨床研修を行う病院で修了し、引き続きキャリア形成プログラム（臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために、県が設置する三重県地域医療支援センターにおいて作成されるもので、知事が承認したものをいう。）に基づき勤務する医療機関における業務（以下「医師業務」という。）に従事した場合であつて、当該臨床研修及び医師業務に従事した期間を合算した期間が九年に達したときは、当該資金の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。

2 資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期間は医師業務従事の継続性を中断しないものとする。ただし、当該期間は、医師業務に従事した期間には算入しないものとする。

一 疾病、災害その他やむを得ない理由のため医師業務に従事できないとき。

二 医学に関する専門知識の修得を目的とする修学のため医師業務に従事できないとき。ただし、当該期間は、二年間（規則で定める場合は、その定める期間）を限度とする。

3 第一項の規定は、資金の貸与を受けた者が医師業務に起因する死亡又は心身の故障のため当該医師業務を継続することができなくなった場合について準用する。

(返還の裁量免除)

第三条 前条に規定する場合を除くほか、知事は、資金の貸与を受けた者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により医師業務に従事することができなくなったときは、当該資金の返還及び利息（延滞利息を含む。）の支払の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の三重県医師修学資金返還免除に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に修学資金の貸与が決定される者の修学資金について適用し、施行日前に修学資金の貸与が決定された者（以下「旧貸与決定者」という。）の修学資金については、なお従前の例による。

3 旧貸与決定者で貸与された修学資金を返還していないものうち、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了していない者であつて、新条例第二条の規定による修学資金の返還及び利息の支払の免除を希望し、臨床研修を修了するまでの間にその旨を知事に申し出たものにあつては、前項の規定にかかわらず、当該旧貸与決定者に係る全ての修学資金について新条例の規定を適用する。

4 旧貸与決定者で貸与された修学資金を返還していないものうち、この条例の施行の際現に改正前の三重県医師修学資金返還免除に関する条例（以下「旧条例」という。）第二条第二項第三号の救急病院従事者若しくは救急医療機関等従事者又は同項第四号の後期臨床研修プログラムに基づき勤務する医療機関従事者（旧条例第二条第三項の規定により当該業務の継続性を中断しないものとされる者を含む。）である者であつて、新条例第二条の規定による修学資金の返還及び利息の支払の免除を希望し、施行日から六月以内にその旨を知事に申し出たものにあつては、附則第二項の規定にかかわらず、当該旧貸与決定者に係る全ての修学資金について新条例の規定を適用する。この場合において、旧条例第二条第一項の医師業務に従事した期間は、新条例第二条第二項の規定にかかわらず、同項の医師業務従事の継続性を中断しないものとし、同条第一項の医師業務に従事した期間とみなす。